

平成24年1月6日
第2348号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目次 ■

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（1・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（2・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定医療機関の変更（3・福祉政策課）	2
○生活保護法による施術者の指定（4・福祉政策課）	2
○第40回採石業務管理者試験の合格者（5・資源エネルギー産業課）	2
○都市計画の決定による送付図書の縦覧（6・都市計画課）	2
○建設業の許可の取り消し（7・秋田地域振興局総務企画部）	2

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）	3
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（仙北地域振興局農林部）	3

告 示

秋田県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
武田歯科医院	武田 徹	大館市比内町扇田字南扇田132	平成23年7月31日

秋田県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
武田歯科医院	武田 徹	大館市比内町扇田字中扇田26	歯科	平成23年8月1日
訪問看護ステーション彩 べえ	有限会社ケアサービスお ちあい	能代市落合字上釜谷地185	訪問看護	平成23年12月1日
ファミリー薬局	ラッキーバッグ株式会社	由利本荘市東梵天173番地1	調剤薬局	平成23年12月1日
佐藤耳鼻咽喉科医院	佐藤 幸雄	大仙市大曲黒瀬町3-11	耳鼻咽喉科	平成23年10月1日

秋田県告示第3号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変更事項		変更年月日
			変更前	変更後	
クオール薬局樽子山店	クオール株式会社	能代市追分町2-51	のしろ薬局樽子山店	クオール薬局樽子山店	平成23年11月1日
クオール薬局湯沢店	クオール株式会社	湯沢市字中野180-5	ネクサス薬局湯沢店	クオール薬局湯沢店	平成23年11月1日

秋田県告示第4号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐竹敬久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
赤川 吉夫	横手市増田町増田字新町75	にこにこマッサージセンター	横手市増田町増田字新町75	あん摩マッサージ指圧	平成23年9月16日

秋田県告示第5号

平成23年10月14日に実施した第40回採石業務管理者試験の結果次の受験者が合格したので、告示する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐竹敬久

受験番号 7

秋田県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があるので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき図書

横手都市計画特定用途制限地域の決定の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第7号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐竹敬久

1(1) 処分をした年月日

平成23年12月20日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

高森電気工業

秋田市茨島七丁目1番7号

高 森 力

秋田県知事許可(般-22) 第80828号

- (3) 処分の内容

電気工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- (4) 処分の原因となった事実

平成23年12月20日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

- 2(1) 処分をした年月日

平成23年12月22日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

池田組

秋田市雄和向野字源藤太郎185番地1

池 田 孝 賢

秋田県知事許可(般-22) 第9052号

- (3) 処分の内容

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- (4) 処分の原因となった事実

平成23年12月22日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日

平成23年12月14日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 北秋田ハッピーデリバリー

- 3 代表者の氏名

佐 藤 信 子

- 4 主たる事務所の所在地

秋田県北秋田市米内沢字鶴田61番地

- 5 定款に記載された目的

この法人は、秋田県北地域に住む高齢者等の皆様に対して、これら皆様がいきいきと生活するためのお手伝いをさせていただくこととして、買い物代行・買い物同行・日常生活サポート事業・外出支援サービス等を展開して、安否確認は勿論、孤立化の解消を図り、地域の活性化、地域福祉に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大仙市清水北部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年1月6日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名

大仙市清水字下黒土1086番地

高 島 良 市

〃 〃 字金鑓264番地

明 平 吉 芳

〃 〃 字下黒土222番地

草 強 俊 男

〃 〃 字下黒土130番地

田 口 力 也

〃 〃 字上黒土240番地

伊 藤 豊 治

〃 〃 字上黒土291番地

大 嶋 清三郎

大仙市清水字下黒土1234番地	高橋 弘文
〃 〃 字金鎧13番地	高橋 英龍
〃 長野字神林81番地	柴田 清光
〃 清水字上黒土915番地	伊藤 圭彦
〃 〃 字下黒土560番地	鈴木 浩之
〃 長野字開109番地	佐々木 堅一
〃 〃 字新町72番地	畠本 祐晴
〃 〃 字高畠86番地 3	鈴木 和夫
2 就任理事の住所及び氏名	
大仙市清水字上黒土967番地	渡邊 啓一
〃 長野字神林24番地	柴田 喜隆
〃 〃 字開109番地	佐々木 堅一
〃 清水字下黒土1234番地	高橋 弘文
〃 長野字高畠86番地3	鈴木 和夫
〃 清水字下黒土222番地	草薙 勇俊男
〃 〃 字上黒土4番地	藤田 清仁
〃 長野字新町72番地	畠本 祐晴
〃 清水字上黒土291番地	大畠 清三郎
〃 〃 字金鎧264番地	明平 吉芳
〃 鎧見内字水上200番地	伊藤 明美
〃 清水字下黒土560番地	鈴木 浩之
〃 〃 字下黒土872番地	鈴木 次男
〃 〃 字上黒土130番地	田口 力也
〃 〃 字金鎧13番地	高橋 英龍
3 退任監事の住所及び氏名	
大仙市清水字上黒土308番地	伊藤 恵治
〃 〃 字下黒土872番地	鈴木 次男
〃 〃 字下黒土303番地	草薙 勇清文
〃 長野字小合田57番地	鈴木 克郎
4 就任監事の住所及び氏名	
大仙市長野字小合田57番地	鈴木 克郎
〃 清水字上黒土308番地	伊藤 恵治
〃 〃 字下黒土712番地	小畠 正国
〃 〃 字下黒土234番地	草薙 芳夫

正 誤

ページ	行	誤	正
平成23年1月11日（第2247号）掲載の秋田県告示第9号（保安林予定森林の指定通知） (原稿誤り)			
2	24	金クソ	字金クソ
	31	字獅子留沢63・64（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）	字獅子留沢64（以上15筆について次の図に示す部分に限る。）、63
平成23年6月3日（第2288号）掲載の秋田県告示第256号（保安林予定森林の指定通知） (原稿誤り)			
1	下から13 ～14行目	字水上14、14の1、21・26の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、26の2から26の6まで、26の8から26の13まで、27（次の図に示す部分に限る。）	字水上26の1・27（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、14、14の1、21、26の2から26の6まで、26の8から26の13まで

発行者	秋田県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話 : 018-862-8766 FAX : 018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号